

# 令和8年度 三郷町保育実施選考基準

## 【選考基準について】

1. 「三郷町保育実施選考基準点数表」に基づき算出された基礎点と調整点との合計点の高い世帯に属する児童から順に利用調整を行います。なお、基礎点は保護者のうち低い方の点数を適用します。
2. 前項の合計点と同点の場合は、既に町内認可保育園等を利用している兄弟姉妹（申請児童の入園前に卒園・退園する兄弟姉妹は対象外）がいる児童を優先とし、続いて基礎点の高い世帯に属する児童を優先とします。
3. 前項の基礎点と同点の場合は、保育料算定年度の保護者の合計所得金額の低い世帯に属する児童を優先とします。ただし、所得に関する申告等がない世帯については、合計所得金額が最も高い世帯とみなします。
4. 1から3の選考基準により順位付けをし、その順位に沿って、申込書の「利用希望施設」に記入された希望施設について次のとおり利用調整いたします。
  - ①第1希望施設に空きがあればその施設に内定となり、なければ②へ。
  - ②第2希望施設に空きがあればその施設に内定となり、なければ③へ。
  - ③以後、記入された希望施設を希望順に繰り返し利用調整いたします。
  - ④記入された希望施設が全て定員超過となる場合は保留（不承諾）となります。保留となった場合、初回選考時のみ「保育所等入所保留通知書」を送付いたします。また、入園希望月の属する年度末までは毎月自動的に選考を実施いたします。

## 【調整点①について】

- ・ひとり親家庭の状況（死別、離婚、未婚、拘留、失踪、離婚調停中で別居別生計など）が確認できる書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書、離婚申立書など）の提出が必要です。
- ・事実婚関係の状態にある場合は対象外です。

## 【調整点③について】

- ・非自発的失業であることが確認できる書類（雇用保険受給資格者証など）の提出が必要です。

## 【調整点⑤について】

- ・支援や加配等が必要なことが確認できる書類（診断書、申立書など）の提出が必要です。

## 【調整点⑩について】

- ・連携施設の利用を希望する場合に調整点15点が加算されます。選考方法は以下のとおりとなります。

例：希望施設 第1希望：A保育園（連携施設ではない）

第2希望：西部保育園（連携施設）

①調整点15点が加算されていない場合の順位でA保育園に空きがあれば内定となり、なければ②へ。

②調整点15点が加算された場合の順位で西部保育園に空きがあれば内定となります。

## 【育児休業からの復職について】

- ・復職後の状況（例：就労先、雇用形態、就労時間等）の変更や、復職せずに退職する等で保育事由の変更があった場合、選考の公平性に欠けるため内定等が取り消しとなる場合があります。

## 【転園申請について】

- ・自己都合による転園の申請は4月入園分でのみ受付いたします。
- ・兄弟姉妹で別々の保育園等を利用している等やむを得ない事由がある場合、転園の申請は随時受付いたします。

## 【町外からの広域利用について】

- ・空き状況に関わらず、待機児童の発生が見込まれる場合は受託不可とさせていただきます。